

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長南町長 平野 貞夫

市町村名 (市町村コード)	長南町 (124273)
地域名 (地域内農業集落名)	東地区第2 (上豊原・給田・地引・小生田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区では農事組合法人が2経営体と2名の個人認定農業者、任意の機械利用組合、認定農業者である酪農家を中心に水稻栽培を行っており、一部地域で無農薬農業の稲作の取組みや露地野菜の栽培がされている。しかし、地区によっては高齢化及び担い手不足により、荒廃農地の拡大が懸念されている。集落を超えた営農調整と集約による団地化、乾燥調製設備の利用調整、耕畜連携を一体的に促進することが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域のほとんどが水田であり、有機栽培を含め、今後も水稻の生産維持を図る。
 ・農事組合法人と酪農家を中心に耕畜連携の推進を図る。
 ・担い手を中心に集約化及び営農調整を積極的に行う。
 ・育苗ハウスなどの既存施設を活用した野菜作りなどの検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	178.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	178.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全ての農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用最適化推進委員及び千葉県園芸協会と連携のうえ、千葉県農地中間管理機構への貸し付けと担い手などへの農地の集積・集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の貸付意向時期に配慮しながら、千葉県農地中間管理機構への貸し付けを積極的に行い、農地利用最適化推進委員及び千葉県園芸協会と連携のうえ、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
本計画策定時点において事業実施の計画は無いが、今後必要に応じて集落毎に協議検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を積極的に受け入れ、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJA等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる水稲病虫害防除作業は、各経営体が長南町植物防疫協会へ個別に申し込む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①設置した進入防止柵(電気柵等)の維持管理及び捕獲罟の設置協力、長南町鳥獣被害防止対策協議会への情報提供を行う。
- ②地引地区において無農薬農業の取組を実施している。
- ③病虫害防除に使用しているドローンの有効活用を図る。
- ⑧地域の営農状況を把握の上、農業機械及び農業用施設の計画的な整備と出荷・調製施設の利用調整を図る。